

IX.- 1:104 条 所有権留保に適用される規定

- (1) 所有権留保は、別段の定めがない限り、担保権に関する以下の規定に服する。
 - (a) IX.-2 : 104 条（譲渡性、発生及び特定性に関する特有の問題）2 項から 4 項までの規定
 - (b) 第 2 章第 3 節及び第 4 節の規定
 - (c) 第 3 章から第 6 章までの規定
 - (d) 第 7 章第 1 節の規定
- (2) 担保権に関する規定を所有権留保について適用する場合には、以下の補正を加える。
 - (a) 担保目的財産とあるのは、売買契約、買取選択権付賃貸借契約、リース契約又は委託販売契約において供給された財産を指すものとする。
 - (b) 売買契約における所有権留保の場合には、担保権者は売主を、担保提供者は買主を指すものと理解しなければならない。
 - (c) 買取選択権付賃貸借契約における所有権留保の場合には、担保権者は供給者を、担保提供者は買取選択権を有する借借人を指すものと理解しなければならない。
 - (d) ファイナンス・リース契約における所有権留保の場合には、担保権者はリース貸主を、担保提供者はリース借主を指すものと理解しなければならない。
 - (e) 委託販売契約における所有権留保の場合には、担保権者は供給者を、担保提供者は受託者を指すものと理解しなければならない。

[p.5401]

コメント

A. 所有権留保と担保権の規律

1 項は、所有権留保制度が、部分的には独自のものであっても、担保権の制度と多くの点で一致するという一般原則を宣言する。1 項で言及している章や節においては、対応する担保権の規定と異なる規定は、明示的に定められる。所有権留保は、別段の定めがなければ、担保権の規定に服する。購入融資及びこれに類する取引担保の分野において 2 つの可能な問題解決方法が共に認められている理由は、すでに前条のコメント B で指摘した。すなわち、ほとんどの国の倒産・強制執行・担保権実行の制度が購入融資を担保する単なる担保権には所有権と同等の地位を認めないという事態に対応するため、所有権留保という伝統的な観念が支持されたのであった。

こうした実務上のたいへん重要な問題とは別に、所有権留保の法的構成は、結論において、担保取引の模範的制度として推奨される物的担保権に基づく通常の担保取引についての規律と変わらない。購入融資のための単なる担保権という観念が、例えば、複数の物的担保権の競合の解決の鍵として優先順位という考え方の使用を認めるのに対して、所有権留保の伝統的な観念の適用は、もう少し複雑である。売却あるいは賃貸した財産上の物的担保権を主張する第三者に対する関係は、無権利の法理に基づいている。なぜ

ならば、買主や賃借人は無権利者とみなされ、負担付の財産の権原を第三者に移転することが通常はできないからである。

実務においては、所有権留保と単なる担保権の違いは、売買の分野では、多くの売主の実務が買主にいったんは所有権を移転しつつ、売買代金全額の支払いを停止条件とすることで、少し弱まっているように思われる。しかしながら、効果においては結論は変わらない。停止条件は売買代金全額の支払いがなければ成就しないので、代金を支払うまでは買主は所有権を取得しない。所有権の条件付移転がなくても、買主は同じ地位を得る。というのは、買主は売買代金全額の支払いを条件とする将来の所有権を処分することができるからである。

それゆえ、ヨーロッパ共通の原則のレベルで所有権留保の法的構成及び競合する物権的権利との関係について特別規定を作ることを試みる代わりに、まずは単なる担保権についての見解によってこのような問題の解決を考案することが好まれた。にもかかわらず、こうした規定の一般的に機能的な問題解決方法に沿って、所有権留保は、関係するほとんどの規定によって同様に規律されている。詳細は 1 項の一覧を参照。しかしながら、IX. -3:107 条（購入融資担保の登記）及びIX. -4:102 条（最優先順位）1 項のような規定の焦点は、特別な法的構成よりもこうした法的装置の効果に置かれている。所有権留保が、[p. 5402]優先順位及び競合する権利との競争の関係での実務的な目的すべてについて、購入融資のための単なる担保権と同じ結論を達成することが保証されている。

B. 特別な留意点

1 項の列挙は所有権留保にも適用される一般的に適用可能な規定であるが、これについては、特にコメントを付す必要はない。唯一言及に値するのは、所有権留保に一般的に適用される章や節ですら、所有権留保についての若干の特則を含む場合があることである。

2 項もコメントを必要としない。2 項が含むのは鍵となる用語を読み変えるための一覧にすぎず、これらは、所有権留保にも適用される担保権についてのこのような部分及び個別の規定に妥当する。2 項で言及されている適用は、用語法の問題にすぎないのである。